



埼玉県報

第172号
令和3年(2021年)
1月8日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県自宅療養者に対する配食サービス事業（食品調達・梱包・納入）業務委託に関する契約の相手方等の公示（食品安全課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 金杉土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 増林土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 森林法第189条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 秩父都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の事業計画変更（第10回）（市街地整備課）
- 県道中井松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（循環器・呼吸器病センター）

告 示

埼玉県告示第三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県自宅療養者に対する配食サービス事業（食品調達・梱包・納入）業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県保健医療部食品安全課総務・安全推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年11月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

別表のとおり

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

別表

随意契約の相手方の氏名及び住所	契約金額（1箱当たりの単価（消費税は除く。））
生活協同組合コープみらい 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番5号	11,000 円
株式会社ベルク 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1646番	10,909 円

告示

埼玉県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

（変更後）ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

ハ 変更年月日

令和二年十一月二十七日

ニ 届出年月日

令和二年十二月十八日

二 縦覧期間

令和三年一月八日から令和三年五月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月八日から令和三年五月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）
多田三重郎、古指宣一
- 二 通知の要旨
 - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和二年十二月十一日付埼玉県告示第千四百十六号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県所沢市大字新郷二〇四番十二、二〇四番二十四

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第三十九号

令和二年埼玉県告示第六十号で公示した公共測量は、令和二年十二月十五日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四十号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和二年十一月六日から令和三年三月十九日まで

告示

埼玉県告示第四十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―六一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字松山字仲田町八百二十二番他二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百八十三立方メートル

告 示

埼玉県告示第四十二号

秩父市から秩父都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東耕地、字東、字高井及び字西の各一部、
泉一丁目の一部、鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更認可の年月日

令和三年一月八日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中井松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四 番 一 地 先 ま で	吉 川 市 大 字 上 笹 塚 字 苗 間 通 八 番 二 地 先 か ら	区 間
十 四 ・ 〇 七 ゝ 二 六 ・ 六 五	十 一 ・ 九 四 ゝ 二 六 ・ 六 五	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
九 二 ・ 五 二		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考

告 示

埼玉県病院事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年12月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社関東甲信越支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17

5 契約金額

56,522,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当